福岡市消費者教育推進計画 (案)

~安全で安心できる消費生活の実現を目指して~

目 次

第1章 「福岡市消費者教育推進計画」の基本的な考え方	1
1 推進計画策定の趣旨	1
2 推進計画の位置づけ	2
3 推進計画の期間	3
4 推進計画の推進体制	3
5 推進計画の成果指標	· 4
	_
第2章 消費者を取り巻く現状と課題	
1 福岡市における消費生活相談の状況	
(1) 相談件数の推移と相談内容別ランキング	
(2) 若年者の消費者トラブル	
(3) 高齢者等の消費者トラブル	
2 消費者教育推進のための基礎調査結果	
(1) 地域	
(2) 学校	15
第3章 消費者教育推進上の重点目標と取組みの方向性	17
重点目標 1 様々な担い手(主体)による消費者教育の理解と取組みの推進 …	
(1) 地域や学校,事業者などの担い手(主体)の役割への理解と相互の連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 消費生活センターによる消費者教育の支援	
(3) 市民(消費者) として期待される心構えと理解の促進	
重点目標2 若年者に対する消費者教育の推進	
(1) 効果的かつ適切な啓発の推進	
重点目標3 高齢者等への啓発と福祉関係者等との連携による支援	
(1) 地域等と連携した啓発の推進	
(2) 福祉関係者等との連携による高齢者等への支援	
重点目標4 学校(小・中・高校生期)における消費者教育の推進	
(1) 学校での取組みの推進 ····································	
(2) 学校における消費者教育の支援	
第4章 具体的な取組み	22
福岡市ライフステージ別消費者教育取組状況図	
取組み目標	25
福岡市消費者教育施策事業一覧	26

第1章 「福岡市消費者教育推進計画」の基本的な考え方

1 推進計画策定の趣旨

近年、高齢化・高度情報化の進展に伴い消費生活と経済社会との関わりが 多様化・複雑化し、消費者被害も多様化・深刻化が進んでいます。

すべての市民は消費者です。小中学生から高齢者まで、あらゆる世代で誰もが消費者トラブルに巻き込まれるおそれがあり、市民が消費生活に関する 正確な知識や的確な判断力を身に付けて、実際の生活の中で活用していくこ とがこれまで以上に必要となっています。

平成 21 年 3 月に福岡市消費生活審議会より、市長に対して、「福岡市における消費者教育・啓発の今後のあり方について(意見書)」が提出されたことを受け、福岡市では、消費者教育の新たな取組みとして、高齢者を支えるボランティアの育成事業や市立高校卒業前の3年生への出前講座などを始めています。

平成24年12月13日に消費者の自立支援を目的とする「消費者教育の推進に関する法律(以下「推進法」という。)」が施行され、国においては「消費者教育の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)」の策定が義務付けられるとともに、地方公共団体においては、「消費者教育推進計画」を定めることが努力義務とされました。これを受け、平成25年6月28日に国は基本方針を策定し、その中で、消費者教育を「被害に遭わない自立した消費者」にとどまらず、「社会の一員としてよりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者を育成する」教育を意味すると示しています。

これまで、福岡市では、市民のみなさんの消費生活に関する自発的な学習を支援するために、出前講座や広報紙の発行など、さまざまな消費者教育(啓発)を行ってきました。

これからの消費者教育は、消費者の被害防止のための教育にとどまらず、 消費者が主役となる社会(消費者市民社会)をつくること、すなわち、消費 者の消費行動が、相手方の事業者や市場あるいは社会にどういう影響を与え るだろうかと意識して行動することで、消費者が安心して、安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現を目指すことが求められています。

そこで、福岡市では、「安全で安心できる消費生活の実現」を目標に掲げ、 市民(消費者)、消費者団体、地域の団体、事業者など多様な担い手(主体) とも連携しながら、消費者教育を一体的かつ総合的に推進していくために、 福岡市消費者教育推進計画(以下「推進計画」と言う。)を策定します。

2 推進計画の位置づけ

この推進計画は、国の基本方針及び「福岡県消費者教育推進計画」(以下「県推進計画」という。)を踏まえ、福岡市における消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるものです。

消費者教育の推進に関する法律

(消費者教育推進法) 平成 24 年 12 月施行 (国)

消費者教育の推進に関する 基本的な方針

(基本方針)

平成 25 年 6 月閣議決定 平成 25 年度~平成 29 年度 (5 年間)

(県)

福岡県消費者教育推進計画

平成 26 年 6 月策定

平成26年度~平成30年度(5年間)

福岡市消費生活条例

平成 17年4月施行

福岡市基本計画

【目標3】 安全・安心で良好な生活環境が 確保されている

施策 3-7 日常生活の安全・安心の確保

(市)

福岡市消費者教育推進計画

≪計画期間≫

平成27年度~平成31年度(5年間)

≪内容≫

- ○基本的な考え方
- ○消費者を取り巻く現状と課題
- ○重点目標と取組みの方向性
- ○具体的な取組み

福岡市政策推進プラン

●消費者被害の未然防止・救済

関係法令

消費者教育の推進に関する法律(抜粋)

(基本方針)

第9条 政府は、消費者教育の推進に関する基本的な方針 を定めなければならない。

(都道府県消費者教育推進計画等)

- 第10条 都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の 区域における消費者教育の推進に関する施策についての 計画を定めるよう努めなければならない。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県消費者教育推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県消費者教育 推進計画)を踏まえ、その市町村の区域における消費者教

育の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。

福岡市消費生活条例(抄)

(学習条件の整備及び消費者教育の推進等)

- 第8条 市は、消費者の消費生活に関する自発的な学習を 支援するために必要な条件の整備に努めなければならない。
- 2 市は、消費者が主体的かつ合理的な消費生活を営むために必要な教育の推進及び知識の普及に努めなければならない。

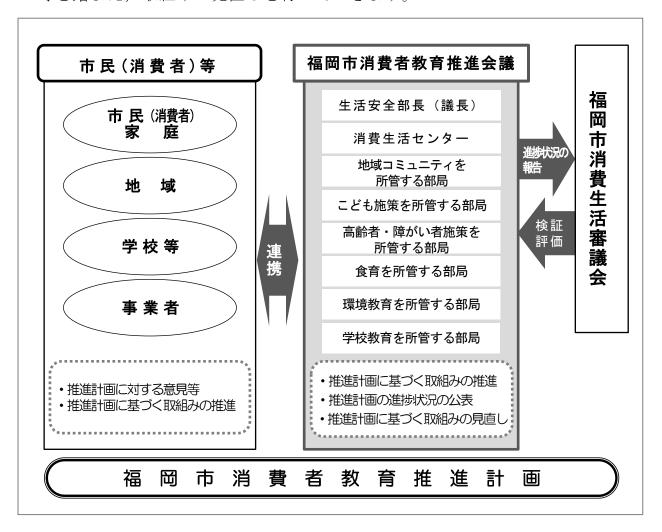
3 推進計画の期間

推進計画は、国の基本方針及び県推進計画を踏まえる必要があることから、 県推進計画策定後の平成27年度から平成31年度までの5年間を推進計画の 期間とします。

また,国や県の動向,市の取組みの実施状況を踏まえ,必要に応じて随時 見直しを行います。

4 推進計画の推進体制

福岡市では、福岡市消費者教育推進会議(以下「推進会議」という。)を新たに設置し、推進計画に基づく取組みを推進していきます。さらに、福岡市消費生活審議会(以下「審議会」という。)において、推進計画の進捗状況などの検証・評価を行い、推進会議はこれを公表するとともに、審議会の評価等を踏まえ、取組みの見直しを行っていきます。



5 推進計画の成果指標

推進計画では,「安全で安心できる消費生活の実現」を目標とし,

・商品やサービスの購入時に日頃からトラブル回避を心がけている 市民の割合

をその成果指標とします。

年		現状値	<u> </u>	目標値
指標の内容		平成 25	平成 31 年	
1日 1年 02 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1-		(2013 全	F)	(2019年)
÷ 1 d 1 1 2 2 0 1 1 1		83. 2%	現状維持	
商品やサービスの購		83. 4%	(90%程度を維持)	
入時に日頃からトラ		3 20 12 1 7	0.0 0.0/	400/
ブル回避を心がけて	内	心がけている	36.6%	40%
いる市民の割合(※)	訳	どちらかといえば	46.6%	50%
		心がけている	40.070	30 70

(出典)

※ 福岡市総務企画局「基本計画の成果指標に関する意識調査」

第2章 消費者を取り巻く現状と課題

1 福岡市における消費生活相談の状況

(1) 相談件数の推移と相談内容別ランキング

福岡市消費生活センターに寄せられた,平成15年度から平成25年度までの消費生活相談件数は,架空請求が急増した平成16年度をピークに平成21年度まで減少し,その後は年間約1万4千件台で推移しています。(図表1)平成25年度における年代別の相談の傾向を商品内容別で見ると,19歳以下から60歳代までの各年代において,インターネットなどの「デジタルコンテンツ」に関する相談が最も多くなっており,特に19歳以下では全体の5割以上を占めています。

また、20歳代では、「デジタルコンテンツ」以外に、「エステティックサービス」及びその関連の「医療サービス」が全体の約 17%を占め、30 歳代から 60歳代までは、「デジタルコンテンツ」の次に「不動産貸借」が多くなっています。70歳以上では、健康食品が送り付けられたなどの相談が多く、「健康食品」が1位となっています。(図表 2)

課題

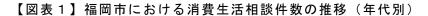
消費者の特性に応じた消費者教育の推進

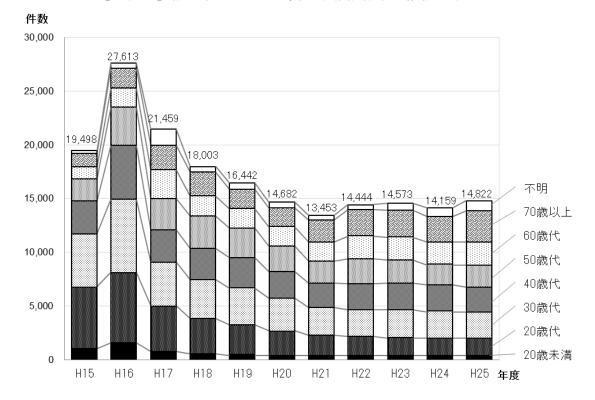
消費者被害を未然に防ぎ、安全で安心な消費生活を営むために、市民一人ひとりがそれぞれの年代で必要とされる消費生活に関する正確な知識や的確な判断力を身に付けて、実際の暮らしの中で活用していくことが大切です。

このため、年齢、性別、障がいの有無等、消費者の特性に配慮した消費者教育 を行う必要があります。

インターネットに関する消費者トラブルへの対応強化

スマートフォンなどの普及により、生活におけるインターネットの利用が定着してきており、インターネットに関する相談(デジタルコンテンツ)は69歳以下のすべての年代で最も多くなっています。このため、インターネットを利用する上で身に付けておきたい知識等について広報・啓発を行うとともに、特に児童・生徒や保護者への消費者教育を強化する必要があります。





【図表 2 】福岡市における契約当事者の年代別・商品内容別相談ランキング (平成 25 年度上位 5 件)

数字は相談件数 () 内は割合

						20 1 10 ID ID IT	奴 (/ Mid in in
年齢順位	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代 60歳代		70歳以上
1	デジタルコンテ ンツ ※1 227件 (54.8%)	デジタルコンテ ンツ ※1 253件(15.8%)	デジタルコンテ ンツ ※1 359件 (14.7%)	デジタルコンテ ンツ ※1 383件 (16.8%)	デジタルコンテ ンツ ※1 264件(12.8%)	デジタルコンテ ンツ ※1 233件 (10.7%)	健康食品 355件 (12.3%)
2	新聞	エステティック サービス	不動産貸借	不動産貸借	不動産貸借	不動産貸借	商品一般 ※2
	13件 (3.1%)	204件(12.7%)	342件(14.0%)	203件 (8.9%)	160件 (7.8%)	108件 (5.0%)	191件 (6.6%)
3	テレビ放送サー ビス	小 即 库 官 倍		フリーローン・サ ラ金	フリーローン・サ ラ金	商品一般 ※2	工事・建築
	12件 (2.9%)	181件(11.3%)	93件 (3.8%)	92件 (4.0%)	87件 (4.2%)	101件 (4.6%)	100件 (3.5%)
4	携帯電話サービ ス	医療サービス	フリーローン・サ ラ金	四輪自動車	商品一般 ※2	フリーローン・サ ラ金	ファンド型投資 商品
	10件 (2.4%)	64件 (4.0%)	88件 (3.6%)	58件 (2.5%)	68件 (3.3%)	74件 (3.4%)	93件 (3.2%)
	インターネット 接続回線	フリーローン・ サラ金	携帯電話サービ ス	商品一般 ※2	工事・建築	工事・建築	新聞
	9件 (2.2%)	50件 (3.1%)	59件 (2.4%)	56件 (2.4%)	52件 (2.5%)	69件 (3.2%)	83件 (2.9%)
全件数	414	1,602	2, 445	2, 286	2,064	2, 178	2, 888

^{※1 「}デジタルコンテンツ」…インターネットを通じて得られる情報に関する相談(アダルト情報サイト,出会い系サイト,オンラインゲーム等)。

^{※2 「}商品一般」…商品の特定ができないまたは商品を特定する必要のない相談。

(2) 若年者の消費者トラブル

福岡市の特徴として,人口に占める若者(15歳~29歳)の割合が,政令指定都市の中で第1位(19.2%,平成22年国勢調査),また,大学や短期大学の学生の割合も,第2位(5.1%,平成26年度学校基本調査)となっており,福岡市は若者が多く住むまちと言えます。(図表3,4)

平成 25 年度における 29 歳以下の若年者からの相談内容を商品別に見ると、「デジタルコンテンツ」などのインターネットに関する相談を主な内容とする『運輸・通信サービス』の相談件数が 665 件と最も多く、平均契約金額は約 13 万円となっています。相談内容としては、例えば、「インターネットの利用時に『無料アダルトサイト』を見つけ開いたところ、『登録完了。料金〇万円』の画面が出た」などの相談が寄せられています。

次に多いのは、「エステティックサービス」の相談を主な内容とする『保健・福祉サービス』で相談件数は 308 件、平均契約金額は約 36 万円となっています。(図表 5)

一方,販売手法別で見ると,「エステティックサービス」の販売に利用されることが多い『キャッチセールス』の相談件数も年々増加しています。その内,約8割が20歳代の若年者からの相談です。相談内容としては,「街角で声をかけられて店に連れて行かれ,長時間に及ぶ勧誘を受け,高額な契約をさせられた」というものや,「学生で収入も少ないのに,高額な契約を勧められた」,「学生であることや収入を偽ってローンを組まされた」などの相談があります。(図表 6)

このように、社会経験が浅い若年者は、事業者の強引な勧誘や巧みな誘い 文句などにより、消費者トラブルに巻き込まれるおそれがあり、被害金額も 高額となる場合があります。

課題

若年者に対する消費者教育の推進

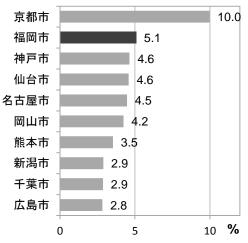
若年者は社会経験も浅いため、的確な判断力を身に付け、責任を持って行動できるよう、契約等に関する正しい知識を修得する教育が必要です。

【図表3】政令指定都市における人口に占 める若者の割合 (上位 10 市)



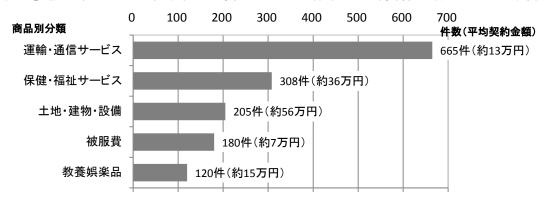
資料「平成22年国勢調査」

【図表4】政令指定都市における人口に占める 大学生及び短期大学生の割合 (上位 10 市)



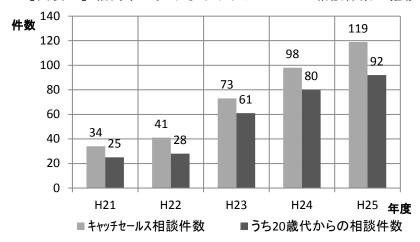
資料「平成26年度学校基本調査(速報値)」

【図表 5 】福岡市における若年者の消費トラブルの件数と平均契約金額(平成 25 年度)



備考 PIO-NET (全国消費生活情報ネットワークシステム) に登録された, 契約当事者年齢が 29 歳 以下の相談件数及びその平均契約金額。契約金額不明は0とし、平均には含めていない。

【図表6】福岡市におけるキャッチセールス相談件数の推移



(3) 高齢者等の消費者トラブル

福岡市における高齢者の相談件数の割合を見ると,60歳代及び70歳以上とも平成22年度以降概ね横ばいでしたが,70歳以上の割合が平成25年度に急増しています。また、相談件数の増加率は、同年代人口の増加率よりも上回っています。(図表7)

平成 25 年度の 60 歳代の商品別相談は、傾向で見ると、40 歳代、50 歳代と同様であり、内容で見ると、第1位と第2位は 30 歳代から 50 歳までと同じとなっています(図表 2)。その商品別相談内容を見ると、第1位は、「デジタルコンテンツ」などのインターネットに関する相談を主な内容とする『運輸・通信サービス』で相談件数は 414 件、平均契約金額は約13万円となっています。第2位は「不動産貸借」の相談を主な内容とする『土地・建物・設備』で相談件数が 276 件、平均契約金額は約 335 万円となっています。(図表 8)

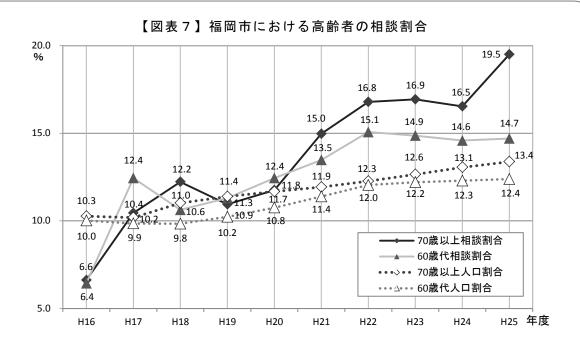
一方,70歳以上の商品別相談内容を見ると,60歳代と異なり,「健康食品」が第1位となっています。「頼んでいないにも関わらず健康食品等を送り付けられた」といった相談など,『食料品』の相談件数が524件で最も多くなっており,平均契約金額は約10万円となっています。次に多いのは,値上がり確実と強調し投資や出資を勧誘するなど「ファンド型投資商品」の相談を主な内容とする『金融・保険サービス』で相談件数は361件,平均契約金額は約661万円となっています。(図表9)

このように、70歳以上の相談内容は、健康食品等の送り付けや投資・出資の勧誘などの相談が多いのが特徴で、他の年代の相談内容と異なることから、70歳以上の高齢者のトラブルについては、特に配慮が必要と考えられます。

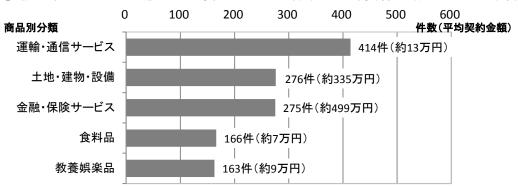
この他,70歳以上の高齢者に多い「不当請求」の相談は,前年比2.5倍の313件となっており、その相談内容は,「心当たりのない未払代金について債権不履行で提訴するというはがきが届いた」といったものや,「携帯電話にサイト料が未納,法的手続きに入ると身に覚えのないメールが来た」などがあげられます。(図表10)

高齢者は、だまされたことに気づきにくかったり、被害にあっても、「恥ずかしい」「迷惑をかけたくない」「自分が悪い」と誰にも相談しないことが懸念され、今後も、高齢者が消費者トラブルに巻き込まれることが危惧されます。

また,障がい者についても,平成21年度に比べると平成25年度は相談件数が大幅に増加しており,障がいの状況に配慮した情報の提供や福祉関係者等と連携した取組みが求められています。(図表11)

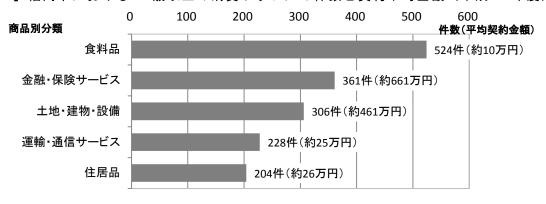


【図表8】福岡市における60歳代の消費トラブルの件数と平均契約金額(平成25年度)



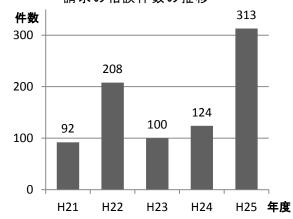
備考 PIO-NET (全国消費生活情報ネットワークシステム) に登録された, 契約当事者年齢が 60 歳 代の相談件数及びその平均契約金額。契約金額不明は0とし, 平均には含めていない。

【図表9】福岡市における70歳以上の消費トラブルの件数と契約平均金額(平成25年度)

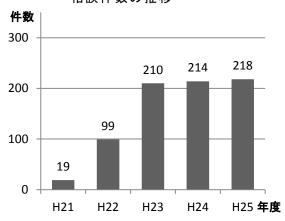


備考 PIO-NET (全国消費生活情報ネットワークシステム) に登録された, 契約当事者年齢が 70 歳 以上の相談件数及びその平均契約金額。契約金額不明は 0 とし, 平均には含めていない。

【図表 10】福岡市における70歳以上の不当 請求の相談件数の推移



【図表 11】福岡市における障がい者の 相談件数の推移



課題

高齢者等への情報提供・注意喚起の徹底

高齢者のトラブルは、「貯蓄」や「健康」などの高齢者が関心を持つことに、 悪質な事業者が付け込むケースが見られます。

高齢者を狙って、流行や話題性に乗じた悪質商法が次々と発生しており、高齢者への被害情報の提供や注意喚起の取組みを強化することが必要です。

また、障がい者への情報提供については、障がいの状況に配慮した啓発資料の作成等、適切な方法による対応が必要です。

高齢者等の消費者被害の防止

特に生活支援を必要とする高齢者や障がい者に対しては,高齢者等の日常生活を支援している福祉関係者等との連携により,消費者被害の未然・拡大防止に取り組むことが必要です。

2 消費者教育推進のための基礎調査結果

福岡市では、平成25年12月に「消費者教育推進のための基礎調査(以下、「基礎調査」と言う。)」を行い、地域や学校での消費者教育の実態や今後の消費者教育を進めるために必要なことなどについて、市内の各団体等(自治協議会、公民館、民生委員・児童委員協議会、小・中学校等)から意見をお聴きしました。

【消費者教育推進のための基礎調査の概要】

- ①調査の目的 推進法に基づき、今後の消費者教育を体系的・効果的に推進するための方針等を検討する基礎資料とする。
- ②調査項目 消費者教育に関する意識・現状・ニーズ把握
- ③調査対象 次に掲げる各団体等の代表者
 - (1)地 域 各校区自治協議会,各校区公民館,小・中学校単位PTA協議会,福岡県生活協同組合,民生委員・児童委員協議会,
 - いきいきセンターふくおか 計 692か所
 - (2)学 校 小学校,中学校,市立高校,特別支援学校 計 249か所
- ④調 査期間 平成25年11月28日~12月20日
- ⑤有効回収率 ①地域 73.1% ②学校52.2%

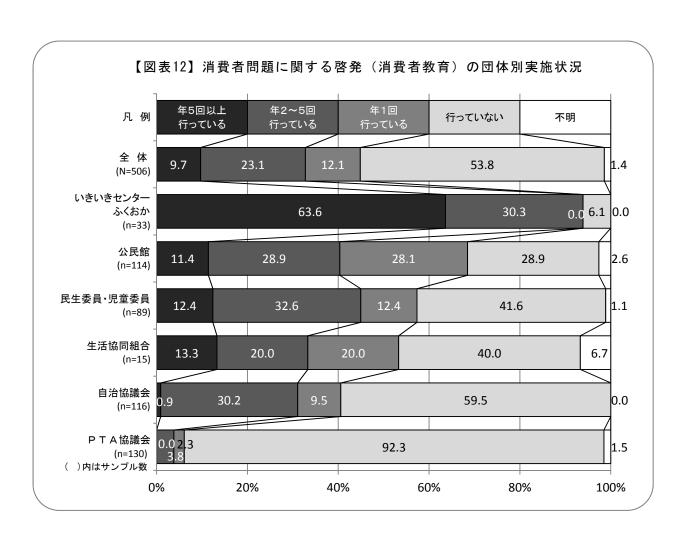
主な調査結果

(1) 地域

〇消費者教育の団体別実施状況

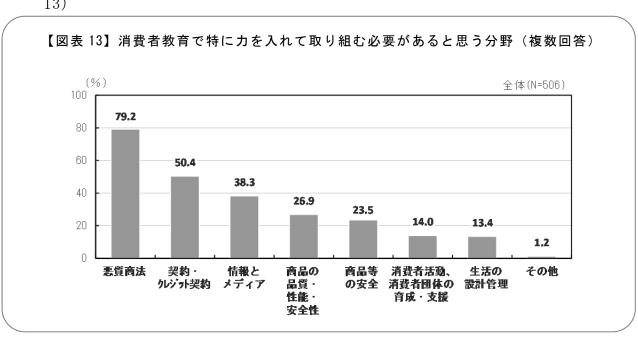
消費者問題に関する啓発 (消費者教育)の実施状況について尋ねると、「年1回行っている」が12.1%、「年2回~5回行っている」が23.1%、「5回以上行っている」が9.7%で、「行っている」の割合は全体で44.9%、一方、「行っていない」の割合は53.8%となっています。

団体別で見ると、「行っている」の割合が最も高いのは、「いきいきセンターふくおか」で93.9%、次は「公民館」で68.4%となっています。(図表12)なお、実施内容について尋ねると、対象者は「高齢者」が85.9%で最も高く、テーマは「悪質商法に関すること」が96%で最も高くなっています。



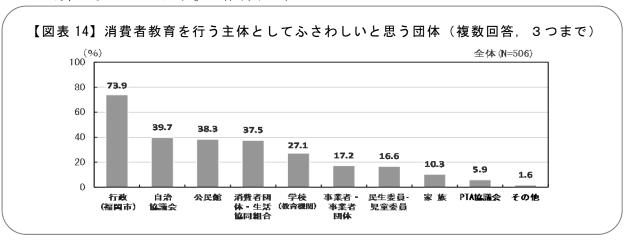
〇消費者教育で特に力を入れて取り組む必要があると思う分野

消費者教育で今後特に力を入れて取り組む必要があると思う分野について尋ねると、「悪質商法」が79.2%で最も高く、次いで「契約・クレジット契約」(50.4%)、「情報とメディア」(38.3%)の順となっています。(図表13)



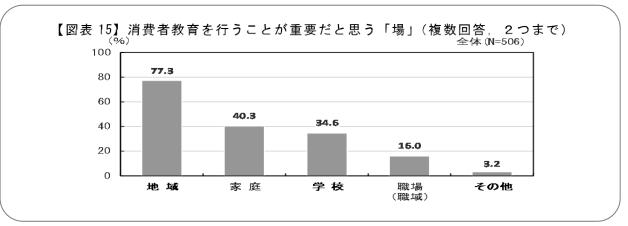
〇消費者教育を行う主体としてふさわしいと思う団体

消費者教育を行う主体としてふさわしい団体について尋ねると,「行政(福岡市)」が73.9%で最も高くなっています。次いで「自治協議会」(39.7%)、「公民館」(38.3%)、「消費者団体・生活協同組合」(37.5%)の順となっています。(図表14)



〇消費者教育を行うことが重要だと思う「場」

消費者教育を行うことが重要だと思う「場」について尋ねると,「地域」が 77.3%で最も高く,次いで「家庭」(40.3%),「学校」(34.6%)の順となっています。(図表 15)



課題

様々な担い手(主体)が連携した消費者教育の推進

一人一人の市民が、安全で安心できる消費生活を実現するためには、行政だけでなく、地域、学校、事業者など様々な担い手(主体)が相互に連携して消費者教育に取り組むことが有効です。

また,行政は,ライフステージに応じた取組みを進めるとともに, さらに他の担い手についてもきめ細かに支援することも必要です。

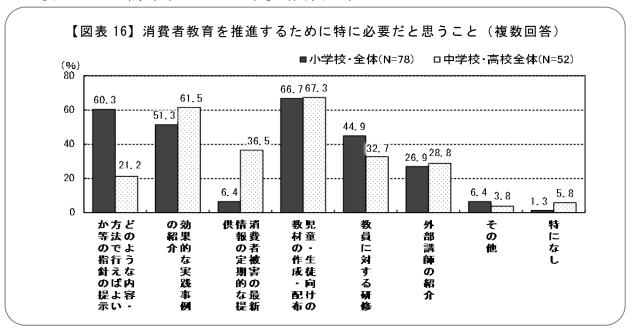
(2) 学校

〇消費者教育を推進するために特に必要だと思うこと

消費者教育を推進するために特に必要だと思うことについて尋ねると, 「児童・生徒向けの教材の作成・配布」が小学校で66.7%,中学校・高校 で67.3%と、いずれも最も高くなっています。

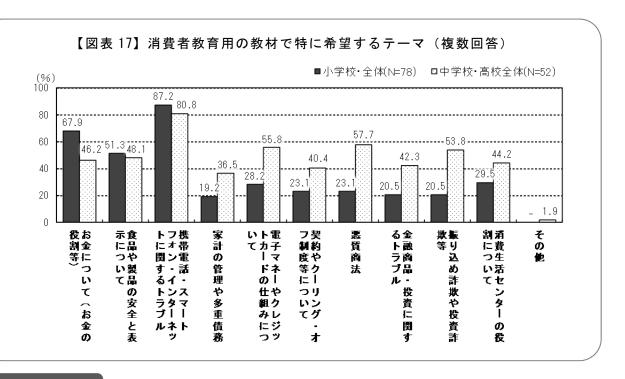
小学校では、次いで「どのような内容・方法で行えばよいか等の指針の提示」(60.3%),「効果的な実践事例の紹介」(51.3%),「教員に対する研修」(44.9%)の順となっており、中学校・高校では、「効果的な実践事例の紹介」(61.5%),「消費者被害の最新情報の定期的な提供」(36.5%)の順となっています。

小学校,中学校・高校各々の特徴としては,小学校では,「どのような内容・方法で行えばよいか等の指針の提示」が中学校・高校に比べ突出して高く,中学校・高校では「消費者被害の最新情報の定期的な提供」が小学校に比べて高くなっています。(図表 16)



〇消費者教育用の教材のテーマについて

消費者教育用の教材で特に希望するテーマについて尋ねると、「携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル」が小学校、中学校・高校いずれも8割を超え、最も高くなっています。次に高いのは、小学校では「お金について(お金の役割等)」(67.9%)、「食品や製品の安全と表示について」(51.3%)の順となっており、中学校・高校では「悪質商法」(57.7%)、「電子マネーやクレジットカードの仕組みについて」(55.8%)の順となっています。(図表17)



課題

学校における消費者教育の推進

学校における消費者教育は、小・中・高等学校の各教科で、児童・生徒の発達段階に応じて、買い物のしかた、契約の基礎や悪質商法の手口、情報通信ネットワークの活用など、学習指導要領に基づき推進されることが必要です。

学校における消費者教育の支援

学校における消費者教育が効果的に実施できるよう,授業で活用できる教材の提供,教員のスキルアップを図る研修や消費者教育講座の実施など,支援を行っていく必要があります。

第3章 消費者教育推進上の重点目標と取組みの方向性

第2章で述べた課題解決のため、次のとおり重点目標を掲げます。

まず,重点目標の第1として,行政だけでなく,市民(消費者),地域, 学校,事業者などの様々な担い手(主体)が消費者教育を理解し,消費者教 育の取組みを推進することを重点目標とします。

次に、福岡市は、特徴として、人口に占める若者の割合が高いこと、また、 高齢者の消費生活相談が増加していることから、これらの現状を踏まえ、ラ イフステージの中で特に、若年者、高齢者等、学校(小・中・高校生期)に おける消費者教育の推進等を重点目標として設定します。

その上で,各々の重点目標ごとに取組みの方向性を示します。

重点目標 1 様々な担い手(主体)による消費者教育の理解と取組みの推進

重点目標2 若年者に対する消費者教育の推進

重点目標3 高齢者等への啓発と福祉関係者等との連携による支援

重点目標4 学校(小・中・高校生期)における消費者教育の推進

重点目標1 様々な担い手(主体)による消費者教育の理解と取組みの推進

(1) 地域や学校、事業者などの担い手(主体)の役割への理解と相互の連携

基礎調査の結果(図表14)によると、行政だけでなく、地域の各種団体や消費者団体、学校、事業者など、様々な担い手が消費者教育を行うことがふさわしいと思われていることから、まず、市民(消費者)を始め地域、学校や事業者など、それぞれの担い手に期待されている役割について理解を深めていただけるよう、消費生活センター等行政が中心となって働きかけを行っていきます。

その上で、様々な担い手は相互に連携しながら、消費者教育に取り組んでいきます。

様々な担い手(主体)に期待される役割と連携 様々な担い手は、それぞれの役割を理解しながら、互いに連携して 消費者教育に取り組むことが大切です。 地 域 市民(消費者)・家庭 ・広報紙などによる情報提供 消費者トラブルの回避 ・消費者講座の開催(出前講座の活用) 講座への参加とその情報伝達 消費生活センター等 (行政) ・地域の状況に応じた施策の実施 取組み事例の紹介 - 関係所管相互間の連携 消費生活相談の受付・助言等 事業者 学校等 従業員への消費者教育の実施 ・学習指導要領に基づく指導 消費者講座の実施 教員の研修等

(2) 消費生活センターによる消費者教育の支援

消費生活センターでは、市民から消費者トラブルに関する相談を受けて解 決のための助言等を行うとともに、地域や学校等に出向いての出前講座の実 施や、ホームページや広報紙などによる情報提供で、消費者トラブルの未然 防止に努めています。

今後も、消費生活センターでは、様々な担い手が消費者教育に参画し、相 互に連携しながら共働で取り組めるよう、消費者教育の具体的な取組みの事 例を紹介するなど、それぞれの担い手が行う消費者教育を積極的に支援しま す。

また、災害時・緊急時には、緊急性・必要性の高い生活関連物資に関する 情報等を提供します。

(3) 市民(消費者) として期待される心構えと理解の促進

福岡市は、「安全で安心できる消費生活の実現を目指して、市民(消費者)として期待される心構え」の周知に努めます。

「安全で安心できる消費生活の実現」を目指して 市民(消費者)として期待される心構え

- 1 日頃から商品やサービスの購入等に際して、トラブルを避けるための注意を心がけましょう。また、ニュース等で消費者被害の最新情報を知るように心がけましょう。
- 2 地域等で開催される講座などにできるだけ参加し、消費生活に関する知識を得ましょう。また、そこで得た情報を家族や友人に伝えましょう。
- 3 困ったときや事業者の取引行為がおかしいと感じた時は、消費生活センターに相談しましょう。
- 4 近隣の高齢者などが消費者被害で困っていたら、福岡市消費生活センターに相談するよう奨めましょう。
- 5 環境に優しい商品を購入したり、健康に留意した食生活を心がけましょう。
- 6 災害時・緊急時は、他者に配慮するとともに、風評被害などによる社会的な影響等に も関心を持って行動しましょう。

重点目標2 若年者に対する消費者教育の推進

(1) 効果的かつ適切な啓発の推進

若年者の間には、インターネットの利用が原因となる消費者トラブルが増加しています。若年者は地域とのつながりが少ないため、大学や職場などにおいて消費者教育を実施することが効果的と言えます。大学の入学時や会社の入社時のガイダンスなど、若年者が多く集まる機会を活用して、情報提供などを行うとともに、消費者トラブルの際の消費生活センターへの相談を呼びかけます。

また、社会経験の少ない若年者は、悪質商法の被害に遭いやすい傾向があることから、県警等と連携して、街頭キャンペーンや消費者教育講座を行うなど、若年者の消費者被害未然防止に努めます。

重点目標3

高齢者等への啓発と福祉関係者等との連携による支援

(1) 地域等と連携した啓発の推進

高齢者のトラブルは、「貯蓄」や「健康」など高齢者が関心を持つことに悪質な事業者が付け込むケースが見られ、また、高齢者を狙った、流行や話題性に乗じた悪質商法が次々と発生しています。地域におけるさまざまな関係団体等と連携しながら、街頭キャンペーンや出前講座を随時実施しています。さらに、訪問販売お断りステッカーや消費生活相談窓口案内ステッカーの配布などを行い、被害情報の提供や注意喚起の取組みを強化します。

また、障がい者も、高齢者と同様に悪質な事業者に狙われることもあることから、被害情報の提供を行うとともに、福祉関係者と連携し、啓発資料の作成や消費者教育講座を開催します。

(2) 福祉関係者等との連携による高齢者等への支援

高齢者や障がい者は、一人暮らしや昼間の家族の不在等もあり、相談する人が身近にいない場合や、被害にあっても誰にも相談しないで被害状況が表面化しにくいことも考えられるため、消費者トラブルに巻き込まれる

ことが危惧されます。

こうした高齢者や障がい者の消費者被害の未然防止・拡大防止のため,日 常生活を支援している福祉関係者や警察等との連携をさらに強化します。

また,消費生活センターは,ボランティアである消費生活サポーターを 登録し,サポーターに悪質商法の手口や対処法を地域に情報提供していた だくことで,消費者被害の未然防止に努めています。

今後は、この消費生活サポーターの全校区での登録を目指します。

重点目標4 学校(小・中・高校生期)における消費者教育の推進

(1) 学校での取組みの推進

学校での消費者教育は,学習指導要領に基づき行われています。

例えば,小学校では,買い物のしかたを学び,お金の大切さや計画的な使い方を考えることを学びます。

中学校では、契約の基礎やクレジットカードの仕組み、悪質商法の手口などを学びます。

高等学校では、情報通信ネットワークの活用、契約やクレジットなどによる家庭生活の諸問題、環境に配慮したライフスタイルの大切さなどを学びます。

各学校では学習指導要領に基づき,児童・生徒の発達段階に応じた消費者 教育を推進します。

また,携帯電話やスマートフォンの利用が児童・生徒にも広がり,情報モラルについて課題になるなど,家庭での消費者教育の重要性も高まっており,児童・生徒への消費者教育に加え,保護者への情報モラル研修を行っていきます。

(2) 学校における消費者教育の支援

学校における消費者教育が効果的に実施できるよう,授業で活用できる教材の作成・提供,教員のスキルアップを図る研修や消費生活相談員等を講師として中学校に派遣する消費者教育講座の実施など,教育委員会と連携して,学校における消費者教育を支援します。

また,高校卒業後の大学進学や就職等により本格的な消費活動を開始する 高校3年生を対象として,若年者を狙った消費者トラブルの事例や対処法を 紹介する出前講座を行うなど,消費者被害の未然防止に努めます。

第4章 具体的な取組み

国の基本方針において、消費者教育は、幼児期から高齢期までのライフステージごとに、段階的に行わなければならないとされ、消費者教育の意義や目標が理解できるように作られた「消費者教育の体系イメージマップ」(以下「イメージマップ」という。)(P32資料)が参考として示されています。

国の基本方針では、「消費者市民社会の構築」「商品等やサービスの安全」「生活の管理と契約」「情報とメディア」の4つを対象領域とし、下表のとおり、対象領域ごとに消費者教育が育むべき力を定めています。

第3章に掲げた重点目標を達成するため、福岡市では、このイメージマップを参考に、4つの対象領域ごと、かつ、ライフステージごとに、具体的な取組みを体系的に整理した「福岡市ライフステージ別消費者教育取組状況図」を作成しています。(次ページ参照)

今後,「福岡市環境教育・学習計画」や「福岡市食育推進計画」との調和 を図るとともに、様々な担い手と連携しながら、具体的な取組みを推進して いきます。

国の基本方針における対象領域と消費者教育が育むべき力

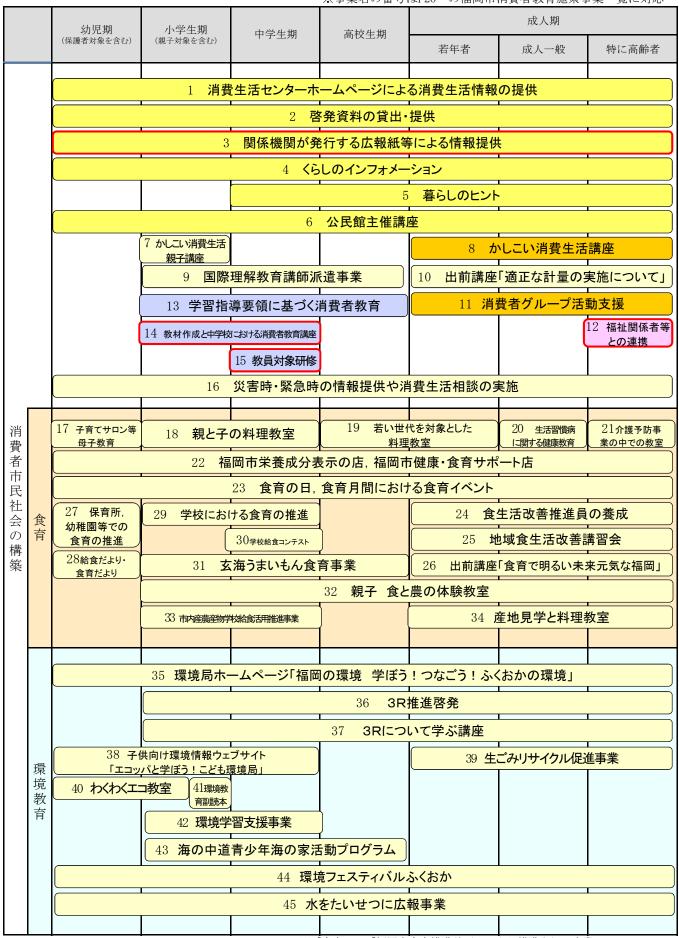
対象領域	消費者教育が育むべきカ
	・ 自らの消費が幅広く、他者に影響を及ぼし得るものであることを理解し、
	適切な商品やサービスを選択できる力
 消費者市民	・ 持続可能な社会の実現に向けて多くの人々と協力して取り組むことがで
社会の構築	きる力
社会の構築	・ 消費者が,個々の消費者の特性や消費生活の多様性を相互に尊重し
	つつ,主体的に社会参画することの重要性を理解し,他者と協働して消
	費生活に関連する諸課題の解決のために行動できる力
商品等や	・ 商品等の安全性に関して表示等を確認し、危険を回避できる力
サービスの	・ 商品等による事故・危害が生じた際に,事業者に対して補償や改善,再
安全	発防止を求めて適切な行動がとれる力
	・ 自らの将来を見通し、生活の管理と健全な家計運営ができる力
生活の管理	・ 契約を明確に理解し、違法・不公正な取引や勧誘に気づき、トラブルの
と契約	回避や事業者等に対して補償,改善,再発防止を求めて適切な行動が
	とれる力
	・ 高度情報化社会における情報や通信技術の重要性を理解し,情報の収
情報と	集・発信により消費生活の向上に役立てることができる力
メディア	・ 個人情報管理や知的財産保護等,様々な情報を読み解く力を身に付
	け,活用できる力

福岡市ライフステージ別消費者教育取組状況図

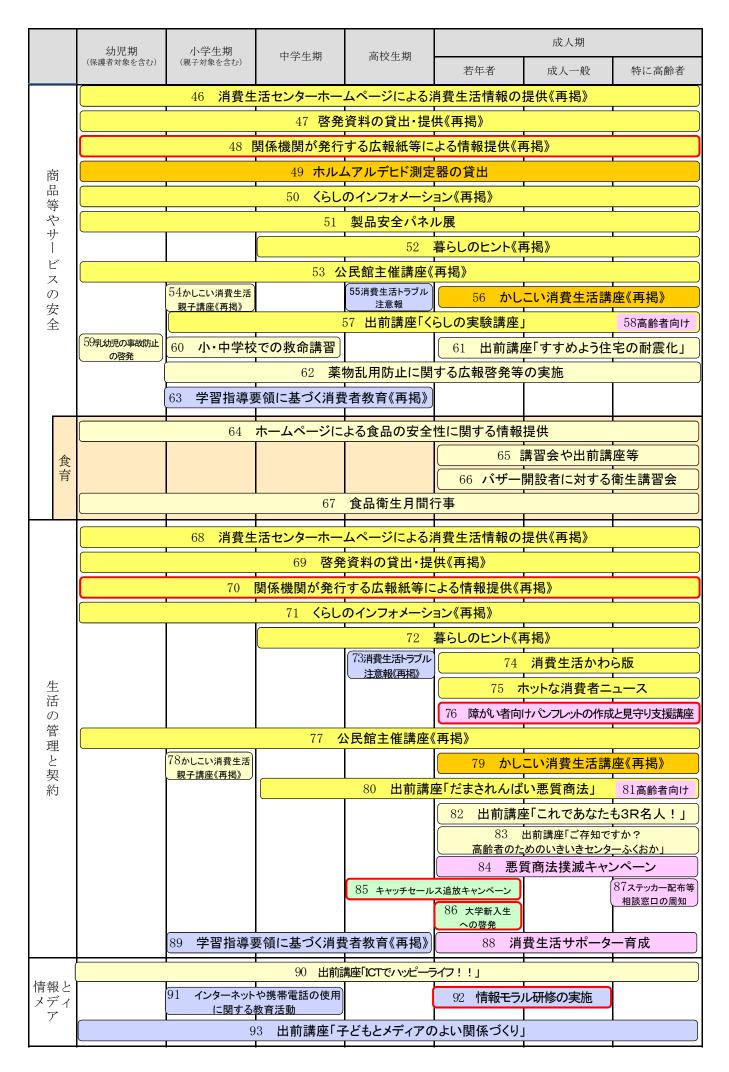
 重1
 重1,2
 重1~3

 重1~4
 重1,3
 重1,4
 新規事業

※事業名の番号はP26~の福岡市消費者教育施策事業一覧に対応



※「食育」:「福岡市食育推進計画」により推進される事業
※「環境教育」:「福岡市環境教育・学習計画」により推進される事業



◆取組み目標

「安全で安心できる消費生活の実現」を目指して,重点目標ごとに取組みの事業目標量を設定します。

区 分	項目	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)
【重点目標1】 様々な担い手(主 体)の消費者教育へ の理解と取組みの 推進	出前講座の実施回数 (消費者教育事業一覧に掲載分)	113 回/年	150 回/年
【重点目標2】 若年者に対する	キャッチセールス 追放キャンペーン	1 回/年	6 回/年
消費者教育の推進	大学新入生への啓発情報の提供	-	20 校/20 校
【重点目標3】 高齢者等への啓発 と福祉関係者等と	高齢者への出前講座の実施回数 (再掲)	49 回/年	60 回/年
の連携による支援	消費生活サポーターを有する校区数	60 校区·地区	75 校区·地区 /149 校区·地区
【重点目標4】 学校(小・中・高校	情報モラル研修の実施回数	_	30 団体/年
生期)における消費者教育の推進	中学校における消費者教育講座 の実施校数	_	23 校/年 ※3年で全中学校 (69 校)

	番		牧 月 旭 水 尹 未	見 里:里思日標,▼初規事業(平成20年度開始	
	号	重点目標等	施策・事業名	事業概要	担当局
	1	重1~4	消費生活センターホー ムページによる消費生 活情報の提供	消費者被害の未然・拡大防止のための情報提供や,消費生活 に役立つ各種講座の案内の他,インターネット消費生活相談 の受付を行っています。	市民局
	2	重1~4	啓発資料の貸出・提供	DVD, 紙芝居, 寸劇シナリオ, パンフレットなど消費者教育・啓発に関する資料を消費者の要望に応じて貸出・提供しています。	市民局
	3	重1~4 ★	関係機関が発行する広 報紙等による情報提供	「シニアのための知恵袋」(早良区役所)等,高齢者向けに作成された冊子や,その他関係機関が発行する広報紙等に,消費者被害の情報や消費生活相談窓口などを掲載し周知を図ります。	市民局 保健福祉局 区役所
	4	重1~4	くらしのインフォメー ション	消費者トラブル事例の紹介・解説や身近に起きる製品事故の 注意喚起を行う情報紙。消費生活センターで年6回発行し、 区役所、公民館、郵便局等に配架しています。	市民局
	5	重1~4	暮らしのヒント	消費生活センター等に寄せられた相談事例から被害拡大のお それがある内容などを毎週月曜日の西日本新聞都市圏版に掲 載しています。	市民局
	6	重1~4	公民館主催講座	各公民館は子供の健全育成, 高齢者の地域参画支援, 安全・ 安心のまちづくり, 環境教育等の講座を行っています。	市民局
2,514.	7	重1	かしこい消費生活親子 講座	お金の使い方など消費生活の基礎知識を親子で楽しく学べる よう夏休み期間等に事業者団体等と連携して講座を行ってい ます。	市民局
消費者市民	8	重1~3	かしこい消費生活講座	行っています。	市民局
社会の構	9	重1	国際理解教育講師派遣 事業	県内在住の外国人(留学生など)や海外滞在経験(青年海外協力隊など)のある日本人を小・中・高校にゲストティーチャーとして派遣し、児童・生徒に国際理解を深める機会を提供しています。	総務企画局
築	10	重1	出前講座「適正な計量 の実施について」	市民を対象に適正な計量の実施について出前講座を実施しています。	経済観光文化 局
	11	重1~3	消費者グループ活動支 援事業	市内で自主活動を行う消費者団体等の支援のため,消費生活 センターが管理する研修室の貸出や,団体が企画した講座等 の経費の補助を行っています。	市民局
	12	重1,3 ★	福祉関係者等との連携 による高齢者等への支 援	高齢者等が住み慣れた家庭や地域で、消費者被害を未然に防止し、安心して暮らせるように高齢者等の生活を支援する福祉関係者等と連携し、情報提供等を行います。	市民局 保健福祉局
	13	重1,4	学習指導要領に基づく 消費者教育	学習指導要領に基づいて, 社会科, 公民科, 家庭科及び技術・家庭科などを中心に消費者教育を行っています。	教育委員会
	14	重1, 4 ★	教材作成と中学校にお ける消費者教育講座	ワークブックなど授業において活用できる教材を作成し,中 学校において消費生活相談員を講師とした消費者教育講座を 実施しています。	市民局 教育委員会
	15	重1,4 ★	消費者教育の教員対象 研修	消費者教育を行う教員対象に消費者教育の進め方や教材の活 用等について研修を行っています。	市民局 教育委員会
	16	重1	災害時・緊急時の情報 提供や消費生活相談の 実施	災害等の非常時に買いだめによる品不足等が生じないよう情報を提供しています。また,災害に便乗した悪質商法によるトラブル防止のために消費生活相談も行っています。	市民局

1124	11. 3	番	月1日頁 日 秋 月 旭 水 宇 未 「見 単: 里 点 日 倧, ▼					
	•	母号	重点目標等	施策・事業名	事業概要	担当局		
		17	重1	子育てサロン・サーク ル等での母子教育	子育てサロン, サークル, 公民館乳幼児学級等で乳幼児の食 習慣等について健康教育を行っています。	各区役所		
		18	重1	親と子の料理教室	子どもの心と体の健康づくりをねらいとして,親子を対象に した料理教室を開催しています。	各区役所		
		19	重1	若い世代を対象とした 料理教室	食に関する基礎知識と技術を習得するための講和や調理実習 を行っています。	保健福祉局 各区役所		
		20	重1	生活習慣病に関する健 康教育	保健所や公民館等においてメタボリックシンドローム等生活 習慣病予防の教育を実施し、その中で食生活に関する講話を 行っています。	各区役所		
		21	重1	介護予防事業の中での 教室	高齢者が要介護・要支援状態になることを予防するための介護予防教室・転倒予防教室等で、低栄養予防のための食生活などの講話や調理実習を行っています。	保健福祉局 各区役所		
		22	重1	福岡市栄養成分表示の 店,福岡市健康・食育 サポート店	エネルギーや栄養成分値を表示したり、健康づくりや食生活 改善に配慮したメニューやサービスに取り組んでいる飲食店 等を登録してもらい、市民の健康づくりを支援する環境整備 を推進しています。	保健福祉局各区役所		
消費者市民	食	23	重1	食育の日,食育月間に おける食育イベント	毎月19日の食育の日や毎年6月の食育月間にあわせ、区役所ロビーなどでパネル表示等を行い、食育への関心を高める取組を行っています。	保健福祉局 各区役所		
社会の構	育	24	重1	食生活改善推進員の養 成	食を通じた健康づくりを地域で行うボランティアを養成しています。	各区役所		
等		25	重1	地域食生活改善講習会	地域ぐるみで食を通じた健康づくりに取り組むことを啓発するため,「生活習慣病予防」や「地産地消」等をテーマとした料理講習会を行っています。	各区役所		
		26	重1	出前講座「食育で明る い未来元気な福岡」	「福岡市食育推進計画」を中心に、福岡市における食の現状や課題について説明し、食育への関心を高める講座を行っています。	保健福祉局		
		27	重1	家庭,保育所,幼稚 園,認定こども園等で の食育の推進	発育発達に応じた保育所給食、給食を活用した食育活動(季節の食材、行事食、給食の展示、食事のマナーなど)を実施しています。また、公民館などでの乳幼児の保護者対象の調理実習により子どもの食事についての悩みなどへの支援を実施しています。	こども未来局		
		28	重1	給食だより・食育だよ りなど食生活について の情報発信	保育所給食のメニューや行事食、食べ物の働きなどについて のおたよりを発行し、保護者に配布しています。	こども未来局		
		29	重1	学校における食育の推 進	学校給食の献立を生かして、地産地消、郷土食や行事食、生産者に対する感謝の心などについて指導しています。また、学校と家庭や地域が連携した食育の推進として給食試食会等を行っています。	教育委員会		
		30	重1	学校給食コンテスト	中学生,特別支援学校中・高等部の生徒を対象に給食に出してほしい献立を募集しています。生徒たちは,地場産物や郷土食,栄養バランス,一食分の費用などを生かした献立を考えています。	教育委員会		

Т	11-11	_	【····································							
		番号	重点目標等	施策・事業名	事業概要	担当局				
		31	重1	玄海うまかもん食育事 業	市内中学校,高等学校の家庭科調理実習における,魚を使った料理教室と,小中学生とその保護者を対象とした料理教室「親子でチャレンジ!お魚クッキング」を開催しています。	農林水産局				
	食	32	重1	親子 食と農の体験教室	親子を対象とした市内産地での収穫体験やみそづくり、生産 者との交流等を実施しています。	農林水産局				
	育	33	3 重1 市内産農産物学校給食 活用推進事業 市内産農産物の学校給食への活用を推進しています。			農林水産局				
		34	重1	産地見学と料理教室	市民の方を対象に、産地の見学と市内産野菜を食材とした料理教室を実施しています。	農林水産局				
		35	重1	環境局ホームページ 「福岡市の環境 学ぼう! つなごう!ふくおかの環 境」	市民の環境学習を支援するため、環境に関する情報を収集・ 提供しています。	環境局				
		36	重1	3 R推進啓発	家庭から出るごみを減らすために、3R(リデュース[排出抑制],リユース[再使用],リサイクル[再生利用])の取組みを市政だより同時印刷物に記載して全戸配布を実施しており、同内容については福岡市環境局のホームページにも記載しています。	環境局				
消費者市		37	重1 3 Rについて学ぶ講座 西部 3 R ステーション及び臨海 3 R ステーションの両施設で、ごみ減量・リサイクルに関する環境学習講座などの各種講座を行っています。							
民社会		38	重1	子ども向け環境情報 ウェブサイト「エコッパ と学ぼう!こども環境局」	環境に関する問題を楽しく学習できるように幼児、小・中学 生や教師を対象とした情報を提供しています。	環境局				
の構築	環	39	重1	生ごみリサイクル促進 事業	家庭から発生する生ごみを堆肥化し活用する講座を行ってい ます。	環境局				
	境教	40	重1	わくわくエコ教室	保育園,幼稚園,小学校低学年を対象に自然環境を学ぶ出前 講座や自然観察会を行い,日常の身近なものなどを通じて, 環境を大切にする心を育てます。	環境局				
	育	41	重1	環境教育副読本 (「ごみとわたしたち」, 「わたしたちのまちの環 境」)	小学校での社会科,総合学習等で活用できるよう、環境とご みについて、福岡市の状況,取り組みについてまとめ、福岡 市内の小学校4年生・5年生全児童へ配布しています。	環境局				
		42	重1	環境学習支援事業	小中学校等の環境学習に対する支援事業として, パッカー車による収集の実演やごみの分別方法, リサイクル品の説明などを実施しています。	環境局				
		43		海の中道青少年海の家 活動プログラム	海の中道海浜公園内で、宿泊棟・キャンプ場を有する青少年 教育施設において、自然に直接触れ、「環境保全活動」「自 然観察活動」「自然体験活動」「総合的環境学習」等で様々 な活動プログラムを実施しています。	こども未来局				
		44	重1	環境フェスティバルふ くおか	環境に優しい行動の輪を広げていくための普及・啓発を目的 とした,楽しみながら学べる参加体験型のイベントを開催し ています。	環境局				
		45	重1	水をたいせつに広報事 業	「節水型都市づくり」の一環として,街頭キャンペーンや水 道施設見学会などの各種イベント及び各種印刷物・ビデオ制 作などの広報活動を通じて,水を大切に使う意識の維持を 図っています。	水道局				

			<u>有 教 月 旭 宋 尹 未 一 見 </u>						
	番号	重点目標等	施策・事業名	事業概要	担当局				
	46		消費生活センターホー ムページによる消費生 活情報の提供《再掲》	商品・サービスによる事故情報や注意喚起情報を消費生活センターホームページより情報提供しています。	市民局				
	47	重1~4	啓発資料の貸出・提供 《再掲》	DVD, 紙芝居, 寸劇シナリオ, パンフレットなど消費者教育・啓発に関する資料を消費者の要望に応じて貸出・提供しています。	市民局				
	48	重1~4 ★	関係機関が発行する広 報紙等による情報提供 《再掲》	「シニアのための知恵袋」(早良区役所)等,高齢者向けに作成された冊子や,その他関係機関が発行する広報紙等に,消費者被害の情報や消費生活相談窓口などを掲載し周知を図ります。	市民局 保健福祉局 区役所				
	49	重1~3	ホルムアルデヒド測定 器の貸出	シックハウス症候群の原因となるホルムアルデヒドの測定器 を貸し出し、対応法などの助言を行っています。	市民局				
	50	重1~4	くらしのインフォメー ション《再掲》	消費者トラブル事例の紹介・解説や身近に起きる製品事故の 注意喚起を行う情報紙。消費生活センターで年6回発行し, 区役所,公民館,郵便局等に配架しています。	市民局				
	51	重1~4	製品安全パネル展	製品安全に関する注意喚起パネルを天神地下通路星の広場で展示しています。	市民局				
	52	重1~4	暮らしのヒント《再 掲》	消費生活センター等に寄せられた相談事例から被害拡大のお それがある内容などを毎週月曜日の西日本新聞都市圏版に掲 載しています。	市民局				
5'c	53	重1~4	公民館主催講座《再 掲》	各公民館は子供の健全育成,高齢者の地域参画支援,安全・ 安心のまちづくり,環境教育等の講座を行っています。	市民局				
商品等や	54		かしこい消費生活親子 講座《再掲》	電気のはなしや家庭でおきる製品事故など、親子で製品の安全や仕組みについて楽しく学ぶ講座を事業者団体等と連携して開催しています。					
サービス	55	重1,4	消費生活トラブル注意 報	高校生が気を付けるべき消費者被害や製品・サービス事故の 事例について県,北九州市と連携して作成し,高等学校等に 配信しています。	市民局				
の 安 全	56	重1~3	かしこい消費生活講座 《再掲》	電化製品の発火など製品事故の再現や家庭での注意点などに ついて,専門家を招いて行う講座を事業者団体等と連携して 開催しています。	市民局				
	57	重1~4	出前講座「くらしの実 験講座」	地域からの要望で公民館等へ出向き,ジュースの糖度を測ったり,家庭で起きる製品事故などについて,実験を交えて講座を行っています。	市民局				
	58	重1,3	高齢者への出前講座の 実施	地域からの要望で、消費生活相談員などが公民館等へ出向 き、高齢者が被害にあいやすい悪質商法の対策などに関する 高齢者向けの出前講座を開催しています。	市民局				
	59	重1	乳幼児の事故防止の啓 発	家庭内での乳幼児の事故を未然に防ぐため,乳幼児がいる保護者に対して事故防止に対する意識啓発を図るとともに,具体的な予防方法を周知しています。	こども未来局				
	60	重1	小・中学校での救命講 習	小・中学生を対象とした救命講習を実施するとともに、教職 員への応急手当普及員講習を実施し、自学自習の救命教育を 促しています。	消防局 教育委員会				
	61	重1	出前講座「知って,備 えて,地震に自信!す すめよう住宅の耐震 化」	揺れやすさマップから見えてくる住宅の耐震対策や耐震診断 と耐震改修工事の概要, 市の助成制度の概要などについて説 明する講座を実施しています。	住宅都市局				
	62	重1	薬物乱用防止に関する 広報啓発等の実施	危険ドラッグを含む薬物乱用問題の広がりは深刻な社会問題となっていることから,広く市民に対し,関係団体と共同して,薬物乱用防止に関する啓発活動等を行います。また,各小・中学校においても,薬物乱用防止教育の充実を図ります。	市民局, こども 未来局, 保健福 祉局, 教育委員 会, 各区役所				
	63	重1,4	学習指導要領に基づく 消費者教育《再掲》	学習指導要領に基づいて, 社会科, 公民科, 家庭科及び技術・家庭科などを中心に消費者教育を行っています。	教育委員会				

	, ,	番号	重点目標等	施策・事業名	更 里:里点日信,▼初况事業(平成20年及開始 事業概要	担当局		
商		与 64	重1	ホームページによる食 品の安全性に関する情 報提供	本市ホームページにおいて, 食品の安全性に関する情報提供 を行っています。	保健福祉局各区役所		
品等の	食	65	重1	講習会や出前講座等	市民を対象とした講習会や出前講座を開催しています。	保健福祉局 各区役所		
- ビスの安	育	66	重1	バザー開設者に対する 衛生講習会	地域でのバザーや模擬店等で提供される食品の衛生確保のための講習会の開催や保健所での乳幼児健診などを利用した食中毒予防の講習会を開催しています。	保健福祉局 各区役所		
全		67	7 重1 食品衛生月間行事		食品衛生月間行事において,料理教室や工場・市場見学等を 通し,食中毒予防の啓発を行っています。	保健福祉局 各区役所		
		68	重1~4	消費生活センターホー ムページによる消費生 活情報の提供《再掲》	消費者被害の未然・拡大防止のための注意喚起情報や報道発 表資料等を掲載しています。	市民局		
		69	重1~4	啓発資料の貸出・提供 《再掲》	DVD, 紙芝居, 寸劇シナリオ, パンフレットなど消費者教育・啓発に関する資料を消費者の要望に応じて貸出・提供しています。	市民局		
		70	重1~4 ★	関係機関が発行する広 報紙等による情報提供 《掲載》	「シニアのための知恵袋」(早良区役所)等, 高齢者向けに 作成された冊子や, その他関係機関が発行する広報紙等に, 消費者被害の情報や消費生活相談窓口などを掲載し周知を図 ります。	市民局 保健福祉局 区役所		
		71	重1~4	くらしのインフォメー ション《再掲》	消費者トラブル事例の紹介・解説や身近に起きる製品事故の 注意喚起を行う情報紙。消費生活センターで年6回発行し, 区役所,公民館,郵便局等に配架しています。	市民局		
生活の	C	72	重1~4	暮らしのヒント《再 掲》	消費生活センター等に寄せられた相談事例から被害拡大のお それがある内容などを毎週月曜日の西日本新聞都市圏版に掲 載しています。	市民局		
管理と募糸	里 : 足	73	重1,4	消費生活トラブル注意 報《再掲》	高校生が気を付けるべき消費者被害や製品・サービス事故の 事例について県, 北九州市と連携して作成し, 高等学校等に 配信しています。	市民局		
		74	重1~4	消費生活かわら版	消費生活センターに寄せられた相談事例のうち,悪質性の高い事例や,条例に基づき是正勧告を行った事例などについて,被害拡大防止のために緊急に発行する注意喚起ちらしで,公民館や区役所などに配布しています。	市民局		
		75	重1~4	重1~4 ホットな消費者ニュー 県のホームページに掲載される広報紙で、県内の各市の消費 生活センターが、相談事例から被害拡大のおそれがある内容 などを掲載しています。				
		76	重1,3 ★	「障がい者向けパンフレットの作成と見守り 支援講座の実施」である。 ではいてわかりやすく解説したパンフレットを作成します。 また、その家族や障がい者関連施設スタッフなどを対象にした見守り支援講座を実施します。				
		77	重1~4	公民館主催講座《再掲》	各公民館は子供の健全育成, 高齢者の地域参画支援, 安全・ 安心のまちづくり, 環境教育等の講座を行っています。	市民局		

1111111111	-	10 包 6	教月肔凩争耒一	「見」 重:重点目標,★新規事業(平成26年度開始 「	事未で百む/				
	番号	重点目標等	施策・事業名	事業概要	担当局				
	78	重1	かしこい消費生活親子 講座《再掲》	お金の使い方など消費生活の基礎知識を親子で楽しく学べる よう夏休み期間等に事業者団体等と連携して講座を行ってい ます。	市民局				
	79	重1~3	かしこい消費生活講座 《再掲》	契約,保険など消費者に役立つ知識や消費者の関心の高い分野をテーマに専門家による講座を事業者団体等と連携して行っています。	市民局				
	80	重1~4	出前講座「だまされん ばい悪質商法」	地域からの要望で,消費生活相談員などが公民館等へ出向 き,悪質商法の被害の手口や対処法を紹介しています。	市民局				
	81	重1,3	高齢者への出前講座の 実施《再掲》	地域からの要望で、消費生活相談員などが公民館等へ出向 き、高齢者が被害にあいやすい悪質商法の対策などに関する 高齢者向けの出前講座を開催しています。	市民局				
	82	重1	出前講座「これであな たも3R名人!」	地域からの要望で公民館等へ出向き、福岡市のごみ処理やご み減量・リサイクル (3R) に関する講座を行っています。 また、不用品回収業者に係る注意喚起も行っています。	環境局				
生活の	83	重1	出前講座「ご存知ですか?高齢者のためのいきいきセンターふくおか」	いきいきセンターふくおか (地域包括支援センター) や介護 予防事業についての出前講座を開催しています。	保健福祉局				
の管理と却	84	重1,3	悪質商法撲滅キャン ペーン	商法撲滅キャン 悪質なキャッチセールスなど消費者被害が多い地区で、県や 警察などと連携し、悪質商法撲滅月間(12月)に街頭キャ ンペーンを行っています。					
契約	85	重1, 2 ★	キャッチセールス追放 キャンペーン	悪質なキャッチセールスなど消費者被害が多い地区で、県や 警察などと連携し、若年者が社会人となる年度当初に消費者 月間 (5月) にあわせて街頭キャンペーンを行います。	市民局				
	86	重1,2 ★	大学新入生への啓発	社会経験の少ない若年者は悪質商法の被害にあいやすい傾向 にあることから、福岡市防犯のまちづくり推進プランの中で 創設される「新入生防犯意識啓発月間(仮称)」において、 大学と連携し、特に新入生等を対象とした広報啓発を集中的 に行います。	市民局				
	87	重1,3	電話機の周辺など、身近な場所に掲示できる消費生活セン						
	88	重1,3	消費生活サポーター育 成	高齢者の消費者被害防止を目的とした市民ボランティアで, 地域での様々な機会で悪質商法のトラブル事例とその対処法 について伝達・注意喚起しています。	市民局				
	89	重1,4	学習指導要領に基づく消費者教育《再掲》	学習指導要領に基づいて, 社会科, 公民科, 家庭科及び技術・家庭科などを中心に消費者教育を行っています。	教育委員会				
	90	重1	出前講座「ICTで ハッピーライフ!!」	こどもから高齢者までインターネットの活用方法をわかりや すく説明します。	総務企画局				
情報と	91	重1,4	インターネットや携帯 電話の使用に関する教 育活動	教職員や児童生徒に対して、情報モラルやインターネット・ 携帯電話等からの被害防止に関する指導を行っています。	教育委員会				
こメディア	92	重1, 4 ★	情報モラル研修の実施	通信事業者と連携して主に保護者を対象にして,個人情報や SNS(ソーシャルネットワーキングサービス) などをテーマに 情報モラル研修を実施します。	市民局教育委員会				
ア	93		出前講座「子どもとメ ディアのよい関係づく り」	幼少期からの過度なメディア接触は子どもの発達に悪影響を与えることから、保護者・市民などを対象に、子どもの基本的生活習慣の確立やメディアの正しい使い方などの講習会の開催、メディアに関する学習会への講師派遣などをNPOと連携して実施しています。	教育委員会				

参考資料「消費者教育の体系イメージマップ」

Ver.1.0	特に高齢者	周囲の支援を受けつつ も人生での豊富な経験 や知識を消費者市民社 会構築に活かす時期	消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に 配慮することの大切さを伝え合おう	持続可能な社会に役立つ ライフスタイルについて伝 え合おう	支え合いながら協働して 消費者問題その他の社会 課題を解決し、公正な社 会をつくろう	安全で危険の少ないべらし の大切さを伝え合おう	支え合いながらトラブル解 決の法律や制度、相談機 関を利用しよう	契約トラブルに遭遇しない 暮らしの知恵を伝え合おう	生活環境の変化に対応し 支え合いながら生活を管理しよう	支え合いながら情報と情報を存 報技術を適切に利用しよう	支え合いながら、トラブル が少なく、情報モラルが守 られる情報社会をつくろう	支え合いながら消費生活 情報を上手に取り入れよ う を示すものではありません。
成人期	成人一般	精神的、経済的に自立 し、消費者市民社会の 構築に、様々な人々と 協働し取り組む時期	生産・流通・消費・廃棄が 環境、経済、社会に与える 影響に配慮して行動しよう	持続可能な社会を目指し たライフスタイルを実践し よう	地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう	安全で危険の少ないくらし と消費社会をつくろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しやすい社会をつくろう	契約とそのルールを理解 し、くらしに活かそう	経済社会の変化に対応し、 生涯を見通した計画的な くらしをしよう	情報と情報技術を適切に 利用するくらしをしよう	トラブルが少なく、情報モ ラルが守られる情報社会 をつくろう	消費生活情報を主体的に 評価して行動しよう あり、学習指導要領との対応関係
	特に若者	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期	生産・流通・消費・廃棄が 環境、経済、社会に与える 影響を考える習慣を身に 付けよう	持続可能な社会を目指し たライフスタイルを探そう	消費者問題その他の社会 課題の解決や、公正な社 会の形成に向けた行動の 場を広げよう	安全で危険の少ないべらし 方をする習慣を付けよう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する 習慣を付けよう	契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう	生涯を見通した計画的な くらしを目指して、生活設 計・管理を実践しよう	情報と情報技術を適切に 利用する習慣を身に付け よう	情報社会のルールや情報 モラルを守る習慣を付け よう	消費生活情報の評価、選 消費生活情報を評価、選択 消費生活情報を主体的に
高校牛期		生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会 関や計画の重要性、社会 的責任を理解し、主体的 な判断が望まれる時期	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済や社会に与える影響を考えよう	持続可能な社会を目指して、 ライフスタイルを考えよう	身近な消費者問題及び社 会課題の解決や、公正な社 会の形成に協働して取り組 むことの重要性を理解しよう	安全で危険の少ないべらし と消費社会を目指すことの 大切さを理解しよう	トラブル解決の法律や制度、 相談機関の利用法を知るう	適切な意思決定に基づい て行動しよう 契約とそのルールの活用に ついて理解しよう	主体的に生活設計を立てて みよう 生涯を見通した生活経済の 管理や計画を考えよう	情報と情報技術の適切な 利用法や、国内だけでなく 国際社会との関係を考えよ う	望ましい情報社会のあり方 や、情報モラル、セキュリ ティについて考えよう	消費生活情報を評価、選択 の方法について学び、社会 との関連を理解しよう いて体系的に組み立て、理解を
中华		行動の範囲が広がり、 権利と責任を理解し、 トラブル解決方法の 理解が望まれる時期	消費者の行動が環境や 経済に与える影響を考え よう	消費生活が環境に与える 影響を考え、環境に配慮 した生活を実践しよう	身近な消費者問題及び 社会課題の解決や、公正 な社会の形成について考 えよう	危険を回避し、物を安全 に使う手段を知り、使おう	販売方法の特徴を知り、 トラブル解決の法律や制 度、相談機関を知ろう	商品を適切に選択すると ともに、契約とそのルー ルを知り、よりよい契約の 仕方を考えよう	消費に関する生活管理の 技能を活用しよう 買い物や貯金を計画的に しよう	消費生活に関する情報の 収集と発信の技能を身に 付けよう	著作権や発信した情報へ の責任を知るう	消費生活情報の評価、選 択の方法について学び、 意思決定の大切さ知ろう 家庭、地域における学習内容に
小学生期		主体的な行動、社会や 環境への興味を通して、 消費者としての素地の 形成が望まれる時期	消費をめぐる物と金銭の 流れを考えよう	自分の生活と身近な環境 とのかかわりに気づき、物 の使い方などを工夫しよう	身近な消費者問題に目を向けよう	危険を回避し、物を安全 に使う手がかりを知ろう	困ったことがあったら身近 な人に相談しよう	物の選び方、買い方を考え適切に購入しよう れ適切に購入しよう 約束やきまりの大切さを 知り、考えよう	物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えよう えよう お小遣いを考えて使おう	消費に関する情報の集め 方や活用の仕方を知ろう	自分や知人の個人情報を 守るなど、情報モラルを知 ろう	消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知るう ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
如原期		様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回通じて、家族や身の回りの物事に関心をもち、それを取り入れる時期	おつかいや買い物に関心を持とう	身の回りのものを大切に しよう	協力することの大切さを知 ろう	くらしの中の危険や、もの の安全な使い方に気づこ う	困ったことがあったら身近 な人に伝えよう	約束やきまりを守ろう	欲しいものがあったときは、 よく寿え、時には我慢する ことをおぼえよう	身の回りのさまざまな情 報に気づこう	自分や家族を大切にしよう	身の回りの情報から「な ぜ」「どうして」を考えよう ※本イメ
		各期の特徴重点領域	消費がもつ 消費がもつ 費 影響力の理解 者	市 民 持続可能な 計費の実践	権 消費者の参画・ 協働	商 品 商品安全の理 等 解と危険を回 の 避する能力	全トラブル対応能力	生 活 の ることへの理解 世 と考える態度 理	と ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	情報の収集・処 理・発信能力 情	報 情報社会の メールや情報 デモラルの理解	ア 消費生活情報 に対する批判的 思考力